

令和7年10月10日

公 告

陸上自衛隊姫路駐屯地
業務隊長 豊田 安雄

陸上自衛隊姫路駐屯地において令和8年度に展示即売店を設置し、経営を行う業者の募集について

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70号及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格のうち各機関の契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者 理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び「暴対法」第2条3から6に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 公募に付する事項

(1) 設置場所

兵庫県姫路市峰南町1番70号 陸上自衛隊姫路駐屯地厚生センター

(2) 設置期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間で希望する期間（但し、土・日・祝日を除き、姫路駐屯地業務隊長及び近畿中部防衛局長が許可した日）

(3) 募集業種

不問（但し、駐屯地内での販売に適さない商品を除く。）

(4) 1店舗当たりの区画

ア 厚生センター（屋 内）

6㎡以内

イ 厚生センター（屋 外）

20㎡以内

(5) 土地使用料（令和7年度の使用料を参照のため変更の可能性あり）

ア 屋 内

17円（1㎡／1日）

イ 屋 外

5円（1㎡／1日）

(6) その他

電気・水道等を使用した場合は光熱水費等を別途徴収

4 募集要領等の配布

(1) 期 間

令和7年10月10日（金）午前10時から同年10月30日（木）正午12時までの間（ただし、土・日・祝日を除く。）

(2) 受領要領

ア 直接受領を希望する業者

事前に問い合わせ先に連絡し、募集要領を受領

イ インターネットを利用

中部方面会計隊（入札公告）ホームページからダウンロード

<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

(3) 配布する募集要項

ア 別冊第1「令和8年度陸上自衛隊姫路駐屯地における展示即売店に関する募集要領」(以下、「募集要領」という。)

イ 別冊第2「令和8年度陸上自衛隊姫路駐屯地における展示即売店に関する仕様書」(以下、「仕様書」という。)

5 業者説明会

(1) 日 時

令和7年10月31日(金)午後2時から

(2) 場 所

陸上自衛隊姫路駐屯地 厚生センター談話室

(3) 説明事項

募集要項、仕様書内容及び現場説明等注意事項

(4) 注意事項

ア 本説明会に参加しない場合は、公募に参加できない。ただし、今年度の展示即売店出店業者の方は、本説明会への参加を任意とする。

イ 説明会に参加を希望する者は、令和7年10月30日(木)午後4時までに(ただし、土・日を除く。)以下の内容を問い合わせ先へ連絡

(ア) 会社名

(イ) 参加者氏名(役職)

(ウ) 住 所

(エ) 電話番号

(オ) 車種・車番(車で来隊される方のみ)

ウ 会場の都合上、参加者は1業者1名以内とする。

駐屯地へ来隊される際は、警衛所にて面会手続きを行って下さい。

6 問い合わせ先

〒670-8580

兵庫県姫路市峰南町1番70号

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科厚生班 多園(展示即売店担当)

電 話 079(222)4001 内線:679

FAX 079(222)4006

7 その他

細部については、募集要領及び仕様書による。

陸上自衛隊姫路駐屯地における令和8年度の展示即売店に関する

募 集 要 領

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、令和8年度に展示即売店を設置し経営を行う業者を記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格のうち各機関の契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格（以下の書類を提出できる。）を有すること。

ア 法人の場合

- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 財務諸表
- (エ) 納税証明書（その3の3）

イ 個人の場合

- (ア) 戸籍抄本
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 収支計算書
- (エ) 納税証明書（その3の2）

*注：公的機関が発行する書類は、発効から3か月以内のものとする。

*注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものに限り、『資格審査結果通知書（全省庁統一資格）』の写しを登記簿謄本又は戸籍抄本、営業経歴書、財務諸表及び納税証明書に代えることができる。

- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（「平成3年法律第77号」以下「暴対法」という。）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び「暴対法」2条3から6までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

兵庫県姫路市峰南町1番70号 陸上自衛隊姫路駐屯地

4 設置条件

公告のとおり。

5 募集業種

(1) 食品販売

ア 販売可能飲食物は、食品営業許可申請時に保健所長から許可された範囲内のものとする。

イ 変質・腐敗するような生ものの販売は認めない。

ウ 食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることを出店の条件とする。

また、屋外においてテント使用の際は、横幕等を用意し異物の混入を防止するとともに転倒防止上テントウエイトを設置するほか必要に応じ消火器を設置するものとする。

エ アルコールの販売を認めない。

(2) 物品販売

火薬などを使用する物品販売は禁止する。

(3) その他の業種

公序良欲に反するもの（危険物、極めてギャンブル性の高いもの）を除く。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記に示す提出書類を提出期限までに提出すること。

なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書 1部（別紙様式第2）

※ 以下の事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

a 販売商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 衛生等管理方法（消毒、ゴミ、廃棄物の処分方法）

d 事故・トラブルが発生した場合の対処方法

- e 展示即売店営業方針
- f 自衛隊及び自治体での営業（販売）実績
- g アピールポイント
- h 出店希望日及び区画（別紙様式第4）
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部
 - a 販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等
 - b 販売品目写真（主要な品目）
- (エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関係書類を併せて提出すること。

 - a 業務確約書（別紙様式第5）
 - b 誓約書（別紙様式第6）
 - c 役員名簿（別紙様式第7）
 - ※ 上記の個人情報等は誓約書の範囲内を超えて使用しません。
 - d 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - e 印鑑証明
 - f 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（営業許可が必要な業種）

イ 提出先

〒670-8580

兵庫県姫路市峰南町1番70号

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊厚生科「展示即売店担当者」

ウ 提出期限

令和7年11月13日（木）当日消印有効

（持参する場合は、同日午後5時までに提出）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反が認められる場合

7 出店業者等の選考

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査のうえ決定する。

なお、応募者多数の場合は総合的審査の序列上位から決定し、同列の場合は抽選により出店業者等を決定するので、これに同意の上応募すること。

(1) 選考時期及び通知

ア 令和7年11月20日（木）（予定）

イ 当選者に対して文書等により通知する。

- (2) 出店業者等の提出書類（国有財産申請書等）
別途通知する。

8 その他

国有財産使用料は、使用の有無にかかわらず徴収される。

9 本事業とその他の公募との関連

本事業は、今後予定する本事業以外の公募（「令和8年度駐屯地納涼行事及び姫路駐屯地創立75周年記念行事における野外売店の設置及び経営（仮称）」）に応募事業者の選考にあたり、本事業の出店実績を参考に加える。

10 参考（申込みから出店までの流れ）

公 告：10月10日（金）～10月30日（木）

説 明 会：10月31日（金）

応 募：11月4日（火）～11月13日（木）

決 定：11月20日（木）予定

書類提出：12月4日（木）必着

（国有財産使用料金の納付：近畿中部防衛局より別送されます。）

申請許可：3月中旬～下旬

出 店：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）の間

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地において、令和8年度に展示即売店を設置し経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項等については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入するとともに、申請印は登録印を使用して下さい。

企画提案書

会社名：

a	販売商品・販売価格表（別紙様式第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200文字以内）
c	衛生等管理方法（消毒・ゴミ・廃棄物の処分方法）（200文字以内）
d	事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200文字以内）
e	展示即売店営業方針（200文字以内）
f	自衛隊及び自治体での営業（販売）実績（過去5以内）
g	アピールポイント（200文字以内）
h	販売形態、出店希望日、区画（別紙様式第4）

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長 殿

陸上自衛隊姫路駐屯地において令和8年度に展示即売店の設置・経営を行う業者の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号または名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを記入するとともに、申請印は登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもののように供し、また、これらの用に供されることをしりながら貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者及びその集団

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者及びその集団

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

陸上自衛隊姫路駐屯地において令和8年度に展示即売店を設置し経営を行う
仕様書

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊

仕 様 書

1 業務件名

兵庫県姫路市峰南町1番70号に所在する陸上自衛隊姫路駐屯地における令和8年度の展示即売店設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 募集業種

「公告」第3項のとおり。

4 応募者の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

5 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、店舗の使用場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、当該駐屯地等を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

6 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 都道府県知事の発行した営業許可書を保有、若しくは取得できること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産の使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

7 国有財産使用料

丙は、乙に店舗の使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

- (1) 屋内 17円（1㎡/日）/税抜き
- (2) 屋外 5円（1㎡/日）/税抜き

※1 1区画については、屋内6㎡以内、屋外20㎡以内とする。

※2 使用料については、令和7年度の実績であり、実際に使用する際には変更される場合があります。

8 使用場所

使用場所については、甲及び乙が許可した場所とする。

9 営業日及び時間

甲が許可した日（時間を含む。）

10 費用負担

本業務に伴う費用負担は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、直接甲又は乙が責任を負うべき事故を除き、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人員管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、全ての責任を負うものとする。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲又は乙に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲又は乙の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲又は乙に関する情報（書面等をもって甲又は乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取るものとする。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲又は乙に損害を与えた場合には、甲又は乙に対しすべての損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

丙は、自己都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3か月前までに甲又は乙に通知し、甲又は乙の指示に従い解除することができる。

17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づく業務を適正に履行することとし企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (3) 店舗に係る装備品等の設置、移設、及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水費のほか、許可物件の維持保存のため通常必とする修繕費その他の経費を負担するものとする。
- (5) 丙は、本業務に必要な電気・ガス・給排水等を丙において準備し、駐屯地の設備は使用しない（基準）ものとする。
- (6) 丙は、ゴミ箱を設置し店舗内で発生したゴミはもちろんのこと利用者が出したゴミも回収して持ち帰ること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の養生等、施設の保護に努め又使用後の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。
- (10) (1)～(9)においてその実施に不備又は不履行を認めた場合は、じ後の出店又は全部について出店を断るものとする。